

■係留岸壁（一般使用のみ）		
外航船舶		
係留時間が2時間まで 総トン数1tまでごとに		6円70銭
係留時間が2時間から12時間まで 総トン数1トンまでごとに		10円5銭
係留時間が12時間を超える場合 12時間を超える12時間までごとに総トン数1tまでごとの加算額		6円70銭
内航船舶		
係留時間が2時間まで 総トン数1トンまでごとに		7円36銭
係留時間が2時間から12時間まで 総トン数1トンまでごとに		11円5銭
係留時間が12時間を超える場合 12時間を超える12時間までごとに総トン数1トンまでごとの加算額		7円36銭
■物揚場（一般使用のみ）		
外航船舶		
係留時間が30分まで（旅客定期船に限る） 総トン数1トンまでごとに		1円36銭
係留時間が2時間まで 総トン数1トンまでごとに		3円35銭
係留時間が2時間を超える場合 2時間を超える24時間までごとに 総トン数1トンまでごとに		6円70銭
内航船舶		
係留時間が30分まで（旅客定期船に限る） 総トン数1トンまでごとに		1円48銭
係留時間が2時間まで 総トン数1トンまでごとに		3円67銭
係留時間が2時間を超える場合 2時間を超える24時間までごとに 総トン数1トンまでごとに		7円36銭
■浮桟橋		
一般使用 1隻につき		
2時間までごとに		131円
専用使用 1月につき		
両側専用		60,500円
片側専用		30,800円
一部専用		20,900円
■上屋		
1級上屋		
1) 一般使用 1日につき1㎡までごとに		
貨物搬入の日から15日まで		8円57銭
貨物搬入の日から16日以後30日まで		17円15銭
貨物搬入の日から30日を超える場合		34円31銭
2) 専用使用 1月につき1㎡までごとに		286円
2級上屋		
1) 一般使用 1日につき1㎡までごとに		
貨物搬入の日から15日まで		7円36銭
貨物搬入の日から16日以後30日まで		14円73銭
貨物搬入の日から30日を超える場合		29円47銭
2) 専用使用 1月につき1㎡までごとに		246円40銭
上屋附帯施設		
動力用コンセント 1時間までごとに		385円
くん蒸庫 1回につき1㎡までごとに		854円70銭
事務所 1月につき1㎡までごとに		770円
■荷さばき地		
荷さばき地 一般使用 1日1㎡までごとに		
貨物搬入の日から15日まで		4円40銭
貨物搬入の日から16日以後		8円80銭
荷さばき地附帯施設		
一般使用 冷凍コンセント 1時間までごとに		385円
専用使用 機材倉庫 1月につき1㎡までごとに		770円
■荷役機械（一般使用のみ）		
ガントリークレーン 1台1時間までごとに		69,300円
ジブクレーン 1台1時間までごとに		38,500円
リーチスタッカー 1台1時間までごとに		9,240円
フェリー用可動橋		
12時間まで		14,300円
12時間を超える場合 12時間を超える時間1時間までごとの加算額		1,650円
荷役機械附帯施設		
トラックスケール 1回につき		385円
■旅客施設（細江旅客上屋）		
ア.旅客サービス施設 一般使用		
6歳以上12歳未満の出国旅客 1人につき		310円
12歳以上の出国旅客 1人につき		620円
12歳以上の出国団体旅客（15人以上である場合に限る。） 1人につき		310円
イ.業務用施設 専用使用		
1) 事務室 1月につき1㎡までごとに		1,540円
2) 店舗等営業用施設 1月につき1㎡までごとに		1,540円
3) 出入国車両整理施設 1月につき1㎡までごとに		170円50銭
4) 人道橋		
12時間まで		16,500円
12時間を超える場合 12時間を超える時間1時間までごとの加算額		1,870円
ウ.附属車両置場		
一般使用 1台1時間までごとに		310円
専用使用 1月につき1台ごとに		18,850円
エ.その他		
1) アからウ以外の施設		
一般使用 3時間まで1㎡までごとに		16円50銭
一般使用 3時間を超える場合 1日につき1㎡までごとに		33円
専用使用 1月につき1㎡までごとに		770円
2) 広告掲出 専用使用 1年につき表示面積1㎡ごとに		3,300円
■野積場（一般使用のみ）		
貨物搬入の日から15日まで 1日につき1㎡までごとに		3円95銭
貨物搬入の日から16日以後 1日につき1㎡までごとに		5円27銭

■水面貯木場（専用使用のみ）		
1月につき1㎡までごとに		7円36銭
■荷役用大型車両置場		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		5円27銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに		158円27銭
■港湾施設用地		
臨港交通施設の敷地		
占有物件の種別に応じ、下関市道路占有料徴収条例（平成17年条例第269号）別表の規定による占有料の例により算定した額		
臨港交通施設の敷地以外		
1) 土地の使用（上空使用の場合の使用料は、下記の各使用料の2分の1とする。）		
旅客施設		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに		60円
荷さばき施設		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに		60円
保管施設		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		2円17銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに		60円
その他		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		4円33銭
専用使用 1月につき1㎡までごとに		120円
2) 電柱又は支柱及びこれに類するものの設置		
一般使用 1日につき1本ごとに		2円13銭
専用使用 1年につき1本ごとに		710円
3) 地下埋設管の設置		
ア.道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第2号に掲げる物件で同法第36条に規定するもの		
外径0.2m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		15銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		52円
外径0.2m以上0.4m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		29銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		100円
外径0.4m以上1m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		77銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		260円
外径1m以上		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		1円55銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		520円
イ.道路法第32条第1項第2号に掲げる物件でア以外のもの		
外径0.2m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		29銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		98円
外径0.2m以上0.4m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		60銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		200円
外径0.4m以上1m未満		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		1円46銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		490円
外径1m以上		
一般使用 1日につき1㎡までごとに		2円94銭
専用使用 1年につき1㎡までごとに		980円
4) 広告塔その他にこれに類する工作物		
ア.広告塔		
一般使用 1日につき表示面積1㎡ごとに		11円74銭
専用使用 1年につき表示面積1㎡ごとに		3,900円
イ.アーチ		
一般使用 1日につき1基ごとに		70円51銭
専用使用 1月につき1基ごとに		1,950円
ウ.看板（アーチであるものを除く）		
一時的に設けるもの		
一般使用 1日につき表示面積1㎡までごとに		14円9銭
専用使用 1月につき表示面積1㎡までごとに		390円
その他のもの		
一般使用 1日につき表示面積1㎡までごとに		11円74銭
専用使用 1年につき表示面積1㎡までごとに		3,900円
5) 板囲、足場、材料置場及びこれらに類するもの並びに 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設置される仮設工作物		
一般使用 1日につき1㎡ごとに		14円9銭
専用使用 1月につき1㎡ごとに		390円
6) 公衆電話所		
一般使用 1日につき1個ごとに		2円94銭
専用使用 1年につき1個ごとに		980円
■船舶給水（一般使用のみ）		
岸壁給水 給水1㎡につき		260円4銭
■船だまりの附帯施設及び小型船係留施設		
下関市漁港管理条例（平成17年条例第264号）別表第2の規定による使用料の例により算定した額		
■港湾環境整備施設		
緑地の管理及び専用の許可等については、下関市都市公園条例（平成17年条例289号）の例による		
■入港料		
入港料の料率は、入港1回につき、総トン数1トン当たり、2円97銭（以下「基本料率」という。）とする。 ただし、外航船舶（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。）にあっては入港1回につき総トン数1トン当たり2円70銭とし、外航船舶以外の船舶にあっては入港1回につき総トン数1トン当たり基本料率の2分の1を減じた額（当該額に1銭未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。		